

# 自転車損害賠償保険等への加入義務化自治体増加!

# 団体総合生活保険のご案内

【自転車事故を含む、総合的なトラブル解決にご利用いただける制度です】

## 個人賠償責任補償

- 日常生活における法律上の賠償責任を補償
- 示談交渉サービス付き\*1

自転車で歩行者をはねてケガをさせた



店の商品や他人から借りた物を壊してしまった



## 傷害補償

- 日常生活でのご自身等のケガによる入院(手術を含む)、通院を補償\*

自転車走行中に相手と衝突し、ケガをってしまった



旅行・レジャーやスポーツ中にケガをってしまった



\*エコミープランは通院対象外

選択制で追加可能!

## 弁護士費用等補償(人格権侵害等)

- 弁護士費用または法律相談費用を負担したときに保険金をお支払い\*2

日常生活のトラブルによる弁護士相談費用



自転車とぶつかり大けがを負ったが、相手が保険に加入しておらず何も対応してもらえないので、弁護士を通じて損害賠償請求したい

- \*1 国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提訴された場合等を除きます。)に限ります。
- \*2 国内において、急激かつ偶然な外来の事故(自動車事故を除きます。)により他人からケガを負わされたり物を壊された場合、または名誉・プライバシーの侵害、痴漢\*3・ストーカー行為・いじめ・嫌がらせ\*4等により精神的苦痛を被った場合\*5に、法律相談や相手との交渉等を弁護士等に依頼することにより、弁護士費用または法律相談費用を負担したときに保険金をお支払いします。
- \*3 痴漢冤罪を証明するための弁護士費用等は対象外となります。
- \*4 職場での嫌がらせについては保険金をお支払いしません。
- \*5 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に限ります。

### 加入資格

全国都市職員災害共済会の火災共済、または自動車共済に加入の組合員

### 保険期間

令和7年4月1日午後4時から令和8年4月1日午後4時まで1年間

(保険期間の途中で加入することもできます。)

※翌年度以降は、自動継続となります。また、保険料が変更になる可能性がございます。

※補償を受けられる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。

ご加入はすべてインターネット経由でのお手続きとなります。

団体保険契約者 生活協同組合 全国都市職員災害共済会

## 手続きの流れ

### インターネットで簡単に加入手続き!

書面によるご加入手続きは一切できません。



スマートフォン・タブレットから

または



パソコンから

● お支払いは全てクレジットカードによるお支払いとなりますのでカード情報の登録が必要となります。

※クレジットカードの有効期限にご注意ください。有効期限を迎えた方は既にご登録いただいても新たにカード情報の登録が必要となります。

### 新規加入

募集期間 令和7年1月6日～令和7年3月1日 ●補償開始は4月1日からとなります。

URL <http://ezoo.jp/ds2/A009728000012504>

- 保険料引き落としは、6月または7月となります。



### 既にご加入の方

- 既にご加入の方でプラン変更をされたい方は、別途登録メールアドレスに届く更新手続き用URL(上記のURLとは異なる)にアクセスし、プラン変更の手続きを令和7年3月1日までにお願いします。
- 昨年度からプラン変更しない場合は手続き不要です。

### 中途加入

募集期間 令和7年3月2日～令和7年12月20日(締切後はご加入いただけません)

締切日 毎月20日(毎月お手続きが可能です。) ●補償開始は加入手続月の翌月1日からとなります。

※例:5月20日までにお手続きいただくと、6月1日午前0時～翌年4月1日午後4時までの保険期間となります。

※締切翌日は、システムメンテナンスのため、アクセスできない場合がございますので翌日再度アクセスしてください。

URL <http://ezoo.jp/ds5/A0097280000125042411>

- 保険料の引き落としは、補償開始月の翌月予定となります。



## お問い合わせ先

### ご加入手続き、商品やご契約内容のお問い合わせはこちらへ

【取扱代理店】 東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社  
 公務広域法人部(担当:藤巻・雨宮・山田)  
 〒104-0033 東京都中央区新川1-8-6 秩父ビルディング6F  
 TEL.03-4332-4011 (9:00～17:00/土・日・祝日は除く)  
 MAIL. tac-iryu@web-tac.co.jp

※火災共済・自動車共済のお問い合わせ先ではありませんのでご注意ください。

### その他のお問い合わせはこちらへ

【引受保険会社】 東京海上日動火災保険株式会社  
 (担当課:広域法人部 法人第一課)  
 〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4  
 TEL.03-3515-4147  
 (9:00～17:00/土・日・祝日は除く)

事故時の対応:加入手続き後に送付される加入者証に記載の事故受付連絡先(東京海上日動安心110番)へご連絡ください。

# スタンダードプラン (傷害補償：通院補償あり) 個人賠償、傷害補償、弁護士費用補償それぞれ単独のご加入はできません。

## I スタンダードプラン

保険区分・補償内容		タイプ名	【S2】①個人型	【C2】②夫婦型	【F2】③家族型
		年額保険料*1	8,820円	14,180円	24,630円
個人賠償	<b>支払限度額：無制限 (国外は1億円限度)</b> ●損害賠償金(被害者への治療費を含む。)等 ※示談交渉サービス付き(国内のみ)	保険の対象となる方(被保険者) 本人*2・配偶者*3 ご本人*2またはその配偶者の同居の親族*4 ご本人*2またはその配偶者の別居の未婚*5の子			
	<b>傷害補償</b> ●死亡・後遺障害：200万円 ●手術*6：入院中 2万円 ●入院：2,000円/日 入院以外 1万円 ●通院：1,000円/日		本人*2	本人*2・配偶者*3	本人*2・配偶者*3 ご本人*2またはその配偶者の同居の親族*4 ご本人*2またはその配偶者の別居の未婚*5の子

## II スタンダードプラン+弁護士費用補償

保険区分・補償内容		タイプ名	【BS2】④個人型	【BC2】⑤夫婦型	【BF2】⑥家族型
		年額保険料*1	10,920円	16,280円	26,730円
個人賠償	<b>支払限度額：無制限 (国外は1億円限度)</b> ●損害賠償金(被害者への治療費を含む。)等 ※示談交渉サービス付き(国内のみ)	保険の対象となる方(被保険者) 本人*2・配偶者*3 ご本人*2またはその配偶者の同居の親族*4 ご本人*2またはその配偶者の別居の未婚*5の子			
	<b>弁護士費用等 (人格権侵害等)</b> ●保険金額：300万円				
傷害補償	<b>死亡・後遺障害：200万円 ●手術*6：入院中 2万円</b> ●入院：2,000円/日 入院以外 1万円 ●通院：1,000円/日	本人*2	本人*2・配偶者*3	本人*2・配偶者*3 ご本人*2またはその配偶者の同居の親族*4 ご本人*2またはその配偶者の別居の未婚*5の子	

# エコミープラン (傷害補償：通院補償なし) 個人賠償、傷害補償、弁護士費用補償それぞれ単独のご加入はできません。

## I エコミープラン

保険区分・補償内容		タイプ名	【S1】⑦個人型	【C1】⑧夫婦型	【F1】⑨家族型
		年額保険料*1	4,180円	5,550円	8,540円
個人賠償	<b>支払限度額：無制限 (国外は1億円限度)</b> ●損害賠償金(被害者への治療費を含む。)等 ※示談交渉サービス付き(国内のみ)	保険の対象となる方(被保険者) 本人*2・配偶者*3 ご本人*2またはその配偶者の同居の親族*4 ご本人*2またはその配偶者の別居の未婚*5の子			
	<b>傷害補償</b> ●死亡・後遺障害：100万円 ●手術*6：入院中 1万円 ●入院：1,000円/日 入院以外 5,000円 ●通院：なし		本人*2	本人*2・配偶者*3	本人*2・配偶者*3 ご本人*2またはその配偶者の同居の親族*4 ご本人*2またはその配偶者の別居の未婚*5の子

## II エコミープラン+弁護士費用補償

保険区分・補償内容		タイプ名	【BS1】⑩個人型	【BC1】⑪夫婦型	【BF1】⑫家族型
		年額保険料*1	6,280円	7,650円	10,640円
個人賠償	<b>支払限度額：無制限 (国外は1億円限度)</b> ●損害賠償金(被害者への治療費を含む。)等 ※示談交渉サービス付き(国内のみ)	保険の対象となる方(被保険者) 本人*2・配偶者*3 ご本人*2またはその配偶者の同居の親族*4 ご本人*2またはその配偶者の別居の未婚*5の子			
	<b>弁護士費用等 (人格権侵害等)</b> ●保険金額：300万円				
傷害補償	<b>死亡・後遺障害：100万円 ●手術*6：入院中 1万円</b> ●入院：1,000円/日 入院以外 5,000円 ●通院：なし	本人*2	本人*2・配偶者*3	本人*2・配偶者*3 ご本人*2またはその配偶者の同居の親族*4 ご本人*2またはその配偶者の別居の未婚*5の子	

- \*1 保険期間の途中でご加入される場合は、一時払保険料を月割りで算出します。
- \*2 本人とは、**生活協同組合全国都市職員災害共済会の組合員の方**で加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。
- \*3 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り、婚姻とは異なります。)  
 ①婚姻意思(戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。)を有すること。 ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。
- \*4 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません。)
- \*5 これまでに婚姻歴がないことをいいます。
- \*6 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

- (注) 保険料は、保険の対象となる方ご本人の職種級別によって異なります。表示の保険料は職種級別A(事務従事者、学生、家事従事者等、職種級別B以外)の方を対象としたものです。職種級別B(自動車運転者、建設作業員、農林業作業員、漁業作業員、採鉱・採石作業員、木・竹・草・つる製品製造業者)の方は、取扱代理店までご連絡ください。  
 なお、夫婦型、家族型において、保険の対象となる方ご本人が職種級別Bに該当するときに、配偶者、または同居の親族が組合員の場合は、その方を保険の対象となる方ご本人とすることにより、職種級別Aを適用できる場合がありますので、詳しくは、取扱代理店までご連絡ください。
- ※保険の対象となる方の続柄は、傷害または損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
- ※個人賠償責任において、ご本人\*2が未成年者または保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含まれます(未成年者または責任無能力者に関する事故に限りません。)
- ※保険期間中に、弁護士費用等(人格権侵害等)がセレクトされたタイプに変更することはできません。

このプランは、全国都市職員災害共済会を保険契約者とする団体総合生活保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、上記サイトからログイン後に、必ず「パンフレット」「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は、契約者である全国都市職員災害共済会にお渡ししている保険約款になりますが、ご不明な点等がある場合は、取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。